

7 監第 29 号
令和 7 年 8 月 22 日

東 御 市 長 花 岡 利 夫 様

東御市監査委員 北 澤 昌 雄
東御市監査委員 塩 川 壽 友
東御市監査委員 高 木 真由美

令和 6 年度決算に基づく資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条の規定により、令和 6 年度決算に基づく資金不足比率を審査したので、次のとおり意見を提出する。

記

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という）第 22 条の規定に基づく資金不足比率は、次の公営企業会計を対象に適否を審査した。

- （1）水道事業会計
- （2）下水道事業会計
- （3）病院事業会計

2 審査の期日

令和 7 年 7 月 28 日から 8 月 21 日までの間

3 審査の概要

この審査に当たっては、東御市長より提出された資金不足比率及びその算定基礎を記載した書類が、令和 6 年度東御市公営企業会計決算書並びに決算附属書類に基づき、財政健全化法に規定する算定方法で行われているか関係職員から算定について説明を聴取しその適否を確認した。

4 審査の結果及び意見

(1) 審査における所見

財政健全化法が定めた公営企業会計資金不足比率は、資金不足額がないため、算定されない。

よって特に指摘すべき事項はない。

(2) 総括意見

審査の対象とされた各公営企業会計の資金不足比率とその算定基礎を記載した書類は、所定の規定に準拠して作成され各比率算定の基礎となる計数は正確である。